

令和4年5月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後3時00分～午後4時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第63号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第64号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第65号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第56号 農地法3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明
主 幹 江田 直也 主事 清水 大輝 主事補 館内 敢

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、松本薫委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第62号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第63号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

議案第64号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

議案第65号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり

報告第56号、1、農地法3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

事務局

令和4年5月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第62号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から2,685㎡、1,964㎡で、計4,649㎡であり、権利が賃借権の設定
です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、トラック2台、耕耘機1台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者を含め2名となっています。主たる経営作
物は、茄子、小松菜、ブロッコリー、とうもろこしとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日となります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 先日当該地を確認したところ、〇〇〇〇にはブロッコリー、〇〇〇〇には小松菜
が作付けされており何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。
また、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの下で2年ほど修行していた。三
芳町で農地を探していたところ農協の方からのマッチングがあり当該地に決まっ
たということです。

会長 こちらは新規参入の方ですね。事務局からも説明をお願いします。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の方で認
定新規就農者に登録されている方で〇〇〇〇のほうで既に4月から16,000㎡
程の農地を借りて耕作されていて、そこに追加で今回三芳町の農地も借りられる
ということです。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第62号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。

所在につきましては、5ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,945㎡、1,494㎡で、計3,439㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター2台、トラック2台、耕耘機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、茄子、小松菜、ブロッコリー、とうもろこしとなります。

農作業従事日数については、申請者は300日となります。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員

先日当該地を確認したところ、〇〇〇〇、〇〇〇〇番両筆にとうもろこしが作付けしており、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第62号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

8ページをご覧ください。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、9ページから10ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は上から531㎡であり、権利が使用賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、トラック4台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作
物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 先日当該地を確認したところ、事務局が話したとおりトラクターなどがあり、トマト
やしそが植えてあり、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたしま
す。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
議案第62号番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
8ページをご覧ください。
番号4につきましては、
所在が大字竹間沢588番2の1筆となります。
所在につきましては、11 ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は上から534㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、トラック4台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作
物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 先ほどと同じで耕作しており、現在〇〇〇〇にはきゅうりが植わっています。先ほどと同様、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 〇〇〇〇は道路づけしてあるということか。

事務局 〇〇〇〇は町道であり、畑は道路に面しています。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第63号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
13ページをご覧ください。
議案第63号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇
の計2筆となっております。
所在につきましては、14ページ、15ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が上から1,310㎡、673㎡の計1,983㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は2,662㎡、
譲受人の経営面積は13,972㎡
となります。
申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター2台、軽トラック1台などを所有しており、農業を営む
環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め4名と記載されております。
主たる経営作物は、かぶ、ほうれん草、となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書に
よりますと4名満たしております。
また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件です
が、
取得後の面積が15,955㎡であり、要件を満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11 番委員 先日当該地を確認したところ、トラクターで綺麗に耕耘されていて、周りの農地にも影響のない旨が確認できました。以上のことから何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。
議案第64号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
16ページをご覧ください。
議案第64号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、
権利が使用貸借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、17ページ、18ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が上から1,369㎡のうち264㎡となっております。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請理由が、近隣工事現場の工事関係者車両駐車場となっており、転用期間は許

可日から半年間となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、今回の一時転用地の反対側の貸人所有地に賃貸住宅を建築するにあたり、工事作業者が通勤するために駐車スペースが必要になるが、建築計画地内に置ききれず、貸人に相談したところ、当該地の一部を工使用車両の駐車場として転用することに同意を得られたため、申請したとのこと。詳しい土地利用計画図につきましては、19ページ、20ページをご覧ください。なお、19ページにつきましては、今回の転用許可申請の原因となる工事になる賃貸住宅の土地利用計画図です。

続きまして、21ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、農振農用地となります。

農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員

先日現地を確認しました。畑を綺麗にされていました。一時転用ということですが、周りの畑にも影響は無く、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声のでましたので、許可相当とします。

議案第65号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。

議案第65号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。

こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。

22ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇の計6筆となっております。

所在につきましては、23ページの案内図をご覧ください。

22ページに戻ります。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が上から725㎡、307㎡、1,096㎡、1,140㎡、446㎡、461㎡の計4,175㎡となっております。

照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の証明日は平成14年12月25日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 先日現地を確認したところ、綺麗に耕耘されていて、野菜を育てられる環境でした。当該地については問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。また、他の所有農地で〇〇〇〇に貸していて条件が揃えば、将来は同じ様に当該地も貸したいとのことでした。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第65号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。
24ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、25ページの案内図をご覧ください。
24ページに戻ります。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が1,934㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の証明日は平成14年7月19日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 先日現地を確認したところ、じゃがいもととうもろこしが植わっていて綺麗に転っており、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

8番委員 証明日について2件で半年ほど日付が違うのはなぜか。

事務局 証明日のずれ込みについては、〇〇〇〇の方は〇〇〇〇在住の方なので〇〇〇〇税務署から照会が昨年度の3月ごろに来て、期限に合わせて議案にのせて現地確認しています。もう1つの〇〇〇〇の方は、〇〇〇〇税務署から先日照会が来て期限が6月25日までだったので、6月の総会では間に合わないため、5月の総会で出させていただきます。税務署の定めた期限によって対応しています。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをご覧ください。
報告第56号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

事務局 番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、27ページから28ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。
面積が上から329㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はなしで受理済みです。

事務局

番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、29ページから30ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。
面積が上から751㎡、350㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はなしで受理済みです。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和4年6月27日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 塩野 智恵